

7.社会参加

外出援助

① 移動支援事業 **身 療 精 難**《マイナンバーの書類→参考資料④ページ参照》

対象 視覚障害者(児)(同行援護の対象にならない方)、全身性障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者、難病患者等

※全身性障害者とは、脳性麻痺による障害の程度が1級の方など、両上下肢の機能障害を有する者又はこれに準ずる者をいいます。

内容 心身の障害等のため屋外での移動に困難がある障害者(児)の方に対し、外出のための支援を行います。 ※外出内容によっては対象とならないものがあります。

料金 サービス費用の原則5%(定率負担)の負担となります。ただし、負担が重くなりすぎないように所得等に応じて、上限額が設定されています。

問合せ 18歳以上の身体・知的障害者、難病患者等
障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147
18歳以上の精神障害者
保健センター・こころの健康支援室 ☎2991-1812 Fax 2995-1178
18歳未満
こども福祉課 ☎2998-9223 Fax 2998-9035

② 全身性障害者介護人派遣事業 **身**

脳性麻痺による障害の程度が1級の方など、重度の全身性障害者(18歳以上)が施設又は職場へ直接行き来する際、介護人を派遣してその送迎を行ない、介護人(障害者の親族以外)に手当を支給する制度です。

※派遣を受けようとする方及び介護人となる方は、あらかじめ登録が必要です。

問合せ 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147

③ 障害児(者)生活サポート事業 **身 療 精 難**

在宅の障害者に対する様々なサービス(一時預かり、送迎、外出援助等)を行う団体に、そのサービスの実績により一定の補助金を交付することで、障害者が迅速・柔軟なサービスが受けられるようにする制度です。(団体、利用者ともに事前の登録が必要)

事業所名(団体名)	所在地	連絡先
ぽぶり	所沢市緑町 4-1-12	☎04-2924-2255 (Fax 2924-3366)
とことこの家	所沢市泉町 911-1 メゾン原島 101号室	☎04-2939-9733 (Fax 同じ)
ケアサポートなかま	所沢市松葉町 8-14 ウィステリアビル 102	☎04-2992-1310 (Fax 2946-9705)
すたっぷ	所沢市美原町 1-2912-2 黒田マンション 310	☎04-2941-5871 (Fax 2941-5876)
ゆうき福祉会	所沢市亀ヶ谷 270-1	☎04-2941-3179
ふじいろ	所沢市下富 626-1	☎090-7630-0231
爽障害福祉サービス事業所	所沢市中富南 1-5-21	☎080-4958-0123
悠のいほり	所沢市東所沢 5-17-1 モアステージ東所沢 105	☎090-9132-4288
どんぐりの里	入間市新久 819-11-25-366	☎04-2937-1520 (Fax 2937-1521)
レスパイト大樹	入間市上藤沢 987-1	☎04-2968-3581

さんぼみち	入間市上藤沢 431-5-1-101	☎04-2966-6693
きらきら星 Sayama	狭山市入間川 3-19-15	☎04-2954-0246
国民生活向上委員会	狭山市東三ツ木 7-3	☎049-291-2311
なごみテラシマ	狭山市富士見 2-21-27	☎090-2750-2711 (Fax 049-243-4066)
あおい系	富士見市羽沢 2-5-48 ケアメゾン UD100 号室	☎049-293-1910
サンすまいる	新座市北野 1-2-22	☎048-458-0217 (Fax 048-458-0218)
毛呂山サポートセンター	毛呂山町大谷木 2 6 8-4	☎049-294-2040
アシスト秩父	秩父市中村町 3-1 2-2 3	☎0494-25-0339

問合せ 18 歳以上の身体・知的障害者、難病患者等
 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147
 18 歳以上の精神障害者
 保健センターこころの健康支援室 ☎2991-1812 Fax 2995-1178
 18 歳未満
 こども福祉課 ☎2998-9223 Fax 2998-9035

④補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の給付 **身**

在宅の重度障害者の社会参加促進のため、補助犬の給付をしています。

※補助犬の給付に時間がかかる場合があります。

対象 県内に 1 年以上在住している 18 歳以上の在宅の身体障害者で、盲導犬については視覚障害 1 級の方、介助犬については肢体不自由 1・2 級の方、聴導犬については聴覚障害 2 級の方

費用 無料（ただし、補助犬の飼育管理等に伴う費用は自己負担）

問合せ 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147

⑤運転免許の無料教習 **身**

18 歳以上の身体障害者が身体障害者運転能力開発訓練センターで普通免許を取得する場合、次の 1～3 の全てに当てはまる方は、所定の教習料金が無料になります。

1. 公共職業安定所に求職登録してある方
2. 運転免許試験場で適性検査に合格した方
3. 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方

入所日 1、4、7、10 月の初め

教習期間 3 ヶ月

問合せ 身体障害者運転能力開発訓練センター東園 新座市堀ノ内 2-1-46
 ☎048-481-2711 Fax 048-481-6578 <http://www.azumaen.or.jp>

⑥自動車運転免許取得費補助 **身 療 精**

対象 次の 1～3 の全ての要件を満たす方（教習前に申請して下さい）

1. 身体障害者、知的障害者、精神障害者
 （視力、聴覚、言語、肢体不自由者にあつては、道路交通法第 91 条の規定によって運転できる自動車等の種類について限定され、又は運転について必要な条件を付される方）（「アクセル手動式」「補聴器使用」等）
2. 運転免許取得により収入の向上又は就業、就職に著しく有利になる等、その更生が期待される方
3. 低所得世帯の方（特別障害者手当の所得制限を超えないこと）

補助金額 120,000 円まで（年度予算の範囲内での補助になります。）

- 持ち物**
- ・ 障害者手帳
 - ・ 運転免許適性相談の結果が分かる書類
 - ・ 教習所の見積書
- 問合せ** 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方
 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147
 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 こころの健康支援室 ☎2991-1812 Fax 2995-1178

⑦自動車運転適性相談 身

運転免許の取得を希望している方で、心身に障害のある方、運転免許を取得した後に心身に障害が生じた方の相談を受け付けております。

相談日 月曜日～金曜日（祝・休日を除く）10:00～11:30、14:00～16:00
 第3日曜日（要事前予約） 8:30～11:30、13:00～16:00

費用 無料

問合せ 埼玉県警察本部運転免許センター1階 適性相談室 鴻巣市鴻巣 405-4
 ☎048-543-2001（音声ガイダンスに従い4番を押してください）
 Fax 048-543-7727

⑧自動車改造費補助 身

対象 次の要件をすべて満たす方（改造前に申請して下さい）

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている上肢1・2級、下肢1・2級又は体幹1・2級の方
- ・ 低所得世帯の方（特別障害者手当の所得制限を超えないこと）
- ・ 自動車を取得し、これを自ら運転できるよう改造することで就労等の機会が拡大すると認められる方

補助金額 100,000円まで（年度予算の範囲内での補助になります。）

持ち物

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 低所得世帯であることを証明するもの（源泉徴収票等）
- ・ 改造にかかる業者の見積書
- ・ 運転免許証（コピー可）

問合せ 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147

⑨駐車禁止除外標章の交付 身 療 精

駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く）でも、他の交通の妨げにしなければ駐車できます。

対象

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者
別表に該当し、歩行困難な方	㊦、A	1級

問合せ 所沢警察署 所沢市並木 1-6-1 ☎2996-0110

持ち物 ①手帳②車検証（コピー可）③その他必要と認める書面

別表

※身体障害者障害程度等級表参照（参考資料⑤～⑦）

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害	2級及び3級
平衡機能障害	3級
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2

下肢不自由	1 級から4 級までの各級
体幹不自由	1 級から3 級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1 級及び2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	下肢機能 1 級から4 級までの各級
心臓機能障害	1 級及び3 級
じん臓機能障害	
呼吸器機能障害	
ぼうこう又は直腸の機能障害	
小腸機能障害	1 級から3 級までの各級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	
肝臓機能障害	

⑩障害者団体ふれあい活動支援事業

障害者団体が視察、研修等、福祉の増進に寄与する活動を実施するにあたりバスを利用した場合に、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

問合せ 障害福祉課で事前相談が必要。☎2998-9116 Fax 2998-1147

⑪福祉バスの提供

埼玉県では障害者団体等が各種行事、研修会、会議等を行う場合、車いす用リフト付大型バス「おおぞら号」を無料で提供しています。

問合せ 埼玉県障害者福祉推進課

☎048-830-3303 Fax 048-830-4789

⑫埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）

埼玉県では駐車区画の適正利用を目的とした「埼玉県思いやり駐車場制度」を実施しています。県への電子・郵送申請のほか、市窓口でも対象となる方に利用証を配布しています。

問合せ 埼玉県福祉政策課 ☎048-830-3223 Fax 048-830-4801

リハビリ・つどい・歯科診療

① 動いて健康！健康づくり教室

対象 74歳以下で病気やけがなどによる身体機能の低下があり、活動範囲を広げたい方、自主トレ等を学びたい方

目的 体力アップ・病気の予防・活動範囲の拡大

会場 所沢市保健センター

回数と期間 月2回・3～6ヶ月

内容 理学療法士や作業療法士による運動指導・体操・交流

費用 無料

問合せ 保健センター健康づくり支援課 ☎2991-1813 Fax 2995-1178

② 失語症者のつどい

対象 脳卒中などによる後遺症で、失語症がある方

目的 コミュニケーションと仲間づくり

会場 所沢市保健センター

内容 言語聴覚士によるグループ活動など

費用 無料

問合せ 保健センター健康づくり支援課 ☎2991-1813 Fax 2995-1178

③脊髄小脳変性症者のつどい

対象 在宅で生活されている脊髄小脳変性症の方・家族
 目的 コミュニケーションと仲間づくり
 会場 所沢市保健センター
 内容 情報交換や体操など
 費用 無料
 問合せ 保健センター健康づくり支援課 ☎2991-1813 Fax 2995-1178

④保健センターうつ病・強迫性障害等の当事者・家族のつどい

対象 うつ病、強迫性障害等により治療中の当事者と家族
 会場 所沢市保健センター
 日時 月1回
 内容 症状や治療、日常生活の過ごし方、家族の対応等について情報交換を行います。3か月に1回精神科医師も参加します。
 費用 無料
 問合せ 保健センターこころの健康支援室 ☎2991-1812 Fax 2995-1178

⑤わかちあいの会ところざわ

対象 身近な人を自死で亡くしたご遺族
 会場 所沢市保健センター
 日時 偶数月第2土曜日午後1時～3時
 内容 話し合い、情報交換
 費用 無料
 問合せ 保健センターこころの健康支援室 ☎2991-1812 Fax 2995-1178

⑥—①発達障害家族のつどい

対象 18歳以上の発達障害のあるご家族がいる方
 会場 所沢市保健センター
 日時 月1回
 内容 年齢によるグループごとの話し合い、情報交換
 費用 無料
 問合せ 保健センターこころの健康支援室 ☎2991-1812 Fax 2995-1178

⑥—②発達障害児家族のつどい

対象 未就学～18歳未満の発達障害のあるご家族がいる方
 会場 こどもと福祉の未来館
 日時 月1回
 内容 家族の対応等について話し合い、情報交換
 費用 無料
 問合せ 所沢市立松原学園 ☎2990-3488 Fax 2943-2322

⑦歯科診療所あおぞら(所沢市保健センター内)の歯科診療 身 療 精

歯科診療所あおぞらでは障害児者や在宅要介護高齢者の方への歯科診療を行っています。

1. 障害児者歯科診療※	
対 象	市内在住で一般の歯科診療所での診療が困難な障害児者の方
診療日時	日曜日及び木曜日 午前9時～午後0時30分
医 療 費	一般の病院、診療所と同じで健康保険法、重度心身障害児等医療費助成制度、生活保護法等が適用されます。
申込み方法	歯科診療所あおぞらに、あらかじめお申込みのうえ、受診してください。

障害
手帳等

相談・支
援の窓
口

手当・年
金等

医療費の
助成

税金・交
通運賃等

在宅福祉サ
ービス

社会参加

防災

住宅・施設
その他

2. 在宅要介護高齢者歯科診療	
対 象	市内在住で原則65歳以上の寝たきり状態の方
診療日時	日曜日 午前9時～午後0時30分 ・訪問診療も実施しています。
医 療 費	一般の病院、診療所と同じで健康保険法、重度心身障害児等医療費助成制度、生活保護法等が適用されます。
申込み方法	歯科診療所あおぞらに、あらかじめお申込みのうえ、受診してください。

診療場所・申込先 所沢市歯科診療所あおぞら（保健センター内1階） ☎2995-1171
※障害児者歯科診療は、一般の歯科診療所で診療が困難な方に限ります。

その他の社会参加サービス

①手話通訳者・要約筆記者の派遣 身

市内に在住する聴覚又は音声・言語機能障害のある方に、各種の手続きや相談等がスムーズに行われるよう手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

問合せ 所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所（所沢市社会福祉協議会内）

FAX04-2923-4780 ☎04-2939-5064

※同様のサービスを埼玉聴覚障害者情報センターでも提供しています。

FAX048-814-3354 ☎048-814-3353

②埼玉県盲ろう者通訳・介助員派遣事業（埼玉県障害者交流センター内）身

問合せ 〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1

☎/ Fax 048-823-7080 （開所日時：火水木金 9：30～16：30）

③電話リレーサービス 身

聴覚や音声・言語機能に障害がある方が、手話や文字で話したい内容を送ると、オペレーターが音声で相手に伝えます。

対象 聴覚や音声・言語機能に障害がある方

手続き 日本財団電話リレーサービスホームページにて登録が必要です。

問合せ 一般社団法人 日本財団電話リレーサービス <<<https://nftrs.or.jp/>>>

Fax 03-6275-0913 ☎03-6275-0912 メール info@nftrs.or.jp

④音声による通報が困難な方による緊急通報 身

音声による通報が困難な方が、FAXやスマートフォンなどで緊急通報ができるシステムです。

【消防・救急】埼玉西部消防局ホームページを参照してください。

・NET119 （事前に登録が必要です）

・FAX119 <<Fax04-2929-9126>>

問合せ 埼玉西部消防局 警防部 指令管理課 Fax04-2929-9126 ☎2924-0119

【警察】埼玉県警察ホームページを参照してください。

・メール110 <<<http://saitama110.jp/>>>

・FAX110 <<Fax 0120-264-110>>

問合せ 埼玉県警察 通信指令課 ☎048-832-0110

【海の事件・事故】海上保安庁ホームページを参照してください。

・NET118 （事前に登録が必要です）

問合せ 海上保安庁警備救難部 管理課 Fax/☎03-3591-6361 メール jcg-net118@mlit.go.jp

⑤選挙における投票支援

【郵便等による投票制度】

対象 次のいずれかに該当する方

◎選挙人名簿に登録されている身体障害者で

- ・両下肢、体幹、移動機能の障害で1、2級の方
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害で1、3級の方
- ・免疫、肝臓の障害で1～3級の方

※自ら投票の記載をすることができない方で、上肢または視覚の障害で1級の方は代理記載制度をご利用いただけます。（あらかじめ届出が必要です。）

◎選挙人名簿に登録されている戦傷病者で

- ・両下肢、体幹の障害で特別項症～第2項症の方
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害で特別項症～第3項症の方

※自ら投票の記載をすることができない方で、上肢または視覚の障害で特別項症～第2項症の方は代理記載制度をご利用いただけます。（あらかじめ届出が必要です。）

◎選挙人名簿に登録されている要介護5の方

手続き 郵便等投票証明書（7年間有効。ただし、要介護5の方は要介護認定の有効期間の末日まで有効）の交付を受け、各選挙でこの証明書を提示して投票用紙、投票用封筒を請求します。詳しくは下記までお問い合わせください。

問合せ 所沢市選挙管理委員会（市役所4階）☎2998-9259 Fax 2998-9137

【点字投票・代理投票】

投票所では、視覚または肢体不自由など障害のある方のために、投票事務従事者が投票支援を行っています。

点字投票	投票用紙に文字を書かず、点字を打って投票します。候補者の氏名等が点字で示された「点字版氏名等掲示」を用意しています。
代理投票	投票事務従事者のうち、投票管理者が選任した補助者2名が付き添って、投票用紙に代筆して投票します。

問合せ 所沢市選挙管理委員会（市役所4階）☎2998-9259 Fax 2998-9137

⑥デージー版及び点字版の広報

視覚障害のある方向けに、デージー版・点字版を作成している発行物があります。ご希望の方は、各担当課までご連絡ください。

タイトル	担当課	問合せ先
広報ところざわ	広報課	市役所3階 ☎2998-9024 Fax 2994-0706
翔びたつひろば	社会教育課 生涯学習推進センター	〒359-0042 所沢市並木 6-4-1 ☎2991-0303 Fax 2991-0306
ところざわ市議会だより	議会事務局	市役所3階 ☎2998-9256 Fax 2998-9222
健康ガイドところざわ	保健医療課	市役所1階 ☎2998-9385 Fax 2998-9061
家庭の資源とごみの分け方・出し方	資源循環推進課	市役所5階 ☎2998-9146 Fax 2998-9394
防災ガイド・避難所マップ（デージー版のみ）	危機管理室	市役所4階 ☎2998-9399 Fax 2998-9042

＜デージー版・点字版等県広報紙＞

『彩の国だより』『埼玉県議会だより』のデージー版・点字版等を無料で配布しています。

問合せ 『彩の国だより』県広聴広報課 ☎048-830-2857 Fax 048-824-7345

『埼玉県議会だより』県議会事務局 政策調査課 広報担当

☎048-830-6257 Fax 048-830-4923

⑦録音資料、点字資料等の貸出 身

視覚障害のある方を対象に、デージーや点字資料等を貸出するサービスです。

対象 市内に在住・在勤・在学している視覚障害者で身体障害者手帳をお持ちの方

手続き 所沢図書館本館にて登録が必要です。

貸出方法はカウンター貸出または、郵送貸出となります。

問合せ 所沢図書館本館 所沢市並木 1-13 ☎2995-6311 Fax 2992-1421

⑧対面朗読 身

視覚障害のある方を対象に、図書館内の朗読室等で、朗読奉仕者（ボランティア）が対面で本や雑誌、新聞などを代読するサービスです。

対象 市内に在住・在勤・在学している視覚障害者で身体障害者手帳をお持ちの方

手続き 所沢図書館本館にて登録が必要です。

問合せ 所沢図書館本館 所沢市並木 1-13 ☎2995-6311 Fax 2992-1421

⑨市議会インターネット中継（字幕機能） 身

市議会本会議のインターネット中継（ライブ配信・録画配信）のうち、ライブ配信画面において、音声認識 AI を活用したリアルタイム字幕を自動的に表示するとともに、議場の傍聴席に字幕専用モニターを設置しています。また、録画配信画面においては、会議録データを表示しています。

問合せ 所沢市議会事務局（市役所3階） ☎2998-9256 Fax 2998-9222

障害
手帳等

相談・
支援の
窓口

手当・
年金等

医療費
の助成

税金・
交通運
賃等

在宅福
祉サー
ビス

社会参
加・防
災

住宅・
施設・
その他

8.災害への備え

①避難行動要支援者名簿 **身 療 精 難**

災害が発生、または発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な方の生命または身体を保護することを目的に名簿を作成し、平常時から支援関係者に配布しています。

対象 生活の基盤が自宅にある方のうち以下のいずれかに該当する方

- ・要介護認定3～5を受けている者
- ・身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（内部障害のみで該当する者を除く）
- ・療育手帳^④・Aを所持する者
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯の者
- ・障害支援区分3以上の認定を受けている難病患者
- ・上記以外で登録を希望する者

※社会福祉施設入所者、長期入院者、DV支援措置等されている方は 対象外です。

内容 対象となった方には、「個人情報の提供に関する同意書」を郵送しています。

同意した方の名簿は、平常時から自治会・町内会、民生委員などに個人情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援を必要とする理由等）を提供し、避難支援体制の構築に活用します。

※災害時は、避難支援者自身やその家族などの安全確保が優先されます。登録することで、避難支援が受けられることを保証するものではありません。

問合せ 危機管理室（市役所4階） ☎2998-9399 Fax 2998-9042

※申請書は市ホームページ、市役所1階／障害福祉課、介護保険課、高齢者支援課、2階／こども福祉課、各まちづくりセンター、保健センター健康管理課でもご用意しております。

②個別避難計画 **身 療 精 難**

避難行動要支援者の避難支援をより実効性のあるものとするため、対象者一人一人について、避難を支援する方、避難先、留意事項などを明確にする計画です。

支援者として登録した方は、災害が発生した際に、作成した計画に基づき、対象者の安否を確認し情報を伝える、避難が必要な場合には一緒に避難を行うなどの避難支援を行います。

※災害時は、避難支援者自身やその家族などの安全確保が最優先されます。登録することで、避難支援が受けられることを保証するものではありません。

対象 避難行動要支援者支援名簿に登録し、かつ、平常時から自治会・町内会、民生委員などに個人情報を提供することに同意される方

内容 対象となった方には、「個人情報の提供に関する同意書兼個別避難計画記入用紙」を郵送しています。原則、本人・ご家族で、①避難の支援を受ける方の情報、②避難の支援を行う方の情報、③避難先・避難経路の情報避難時の特記事項などを記載し、計画を作成します。作成が困難な場合は、危機管理室にて作成支援を行います。詳細については、危機管理室に問い合わせ又は、市ホームページにてご確認ください。

問合せ 危機管理室（市役所4階） ☎2998-9399 Fax 2998-9042

※申請書は市ホームページ、市役所1階／障害福祉課、介護保険課、高齢者支援課、2階／こども福祉課、各まちづくりセンター、保健センター健康管理課でもご用意しております。

③福祉避難所 **身 療 精 難**

災害時において、指定避難所に避難した被災者で、避難所生活を続けることが困難となった高齢者や障害者など避難所では十分な救援、救護活動が実施できないと認めた場合に、市内の高齢者施設、障害者施設、児童施設等開設します。

問合せ 危機管理室（市役所4階） ☎2998-9399 Fax 2998-9042